

埼玉県男女共同参画推進センターと国立大学法人埼玉大学男女共同参画室
との男女共同参画推進事業に関する覚書

(趣旨)

第1条 埼玉県と国立大学法人埼玉大学との相互協力・連携に関する協定書第3条に基づき、埼玉県男女共同参画推進センター（以下「甲」という。）と国立大学法人埼玉大学男女共同参画室（以下「乙」という。）は、相互に協力・連携して実施する「男女共同参画推進事業」に関する基本的事項を本覚書に定める。

(事業)

第2条 甲及び乙は、相互に協力・連携して、次に掲げる事業を実施する。

- (1) 男女共同参画の推進に関する講座等
- (2) その他、男女共同参画の推進に関する事業

(実施形態)

第3条 実施の形態は、次のとおりとする。

- (1) 甲は、原則として、甲の施設を事業の会場として提供する。
- (2) 乙は、原則として、学内で調整の上、講師を派遣する。
- (3) 甲及び乙は、各事業の実施に当たり協議し、事業の運営を行う。

(有効期間)

第4条 本覚書の有効期間は、締結の日から平成24年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の前月末日までに相手方から覚書を更新しない旨の書面による通知があった場合を除き、本覚書は1年間更新され、その後も同様とする。

(その他)

第5条 本覚書に疑義が生じた場合又は本覚書に関して協議が必要な事項が発生した場合には、甲及び乙は誠実に協議を行う。

この覚書の締結を証するため、本覚書2通を作成し、甲乙双方が署名の上、それぞれの1通を所持する。

平成22年2月19日

甲 埼玉県男女共同参画推進センター
所長 高島秀子

高島秀子

乙 国立大学法人埼玉大学男女共同参画室
室長 伊藤博明

伊藤博明